

## (仮称)新宿区自治基本条例検討連絡会議 開催概要

第4 1 回平成22年9月8日開催 午後6時30分から午後7時20分 第2委員会室

出席委員 座長

区民検討会議 : 高野副座長、土屋委員、野尻委員、樋口委員

議 会 : 根本副座長、山田委員、佐原委員、小松委員、久保委員

行政・専門部会: 針谷副座長、木全委員、加賀美委員、菅野委員、折戸委員

欠席者: 大友委員、斉藤委員、あざみ委員、野澤委員 傍聴者: 1名

### 1 本日の進め方について

(1) 新宿区自治基本条例素案について

(2) 地域報告会の開催について

(3) 今後の検討連絡会議の開催について

### 2 議題

座長

・今日は新宿区自治基本条例案について議論をすると、それから地域報告会の開催について、3つ目が今後の検討連絡会議の開催について、そしてその他ということでやっていきたい。

それでは、最初に新宿区自治基本条例案について、条例素案と条例案の比較表が資料により、針谷副座長から説明をお願いします。

副座長(行政)

・この条例案、あす、9月9日、議会に送付予定で、本日の取り扱いには注意をお願いしたい。

条例案を、目次だが、素案を前文で章立てというふうになり、第1章の総則から第11章の条例の見直し等までで全部で25条の条例案だ。さらに附則で施行日を4月1日とさせていただいている。

アンダーラインのあるところが若干の違いがあるところで、「繋がる」はふりがなが振られたり、「昭和22年(1947年)」は、条例案をごらんいただくと、基本構想などこういうふうに書いているところだが、「昭和22(1947)年」といったような形だ。

「歴史的文化的遺産」ということで中点を外しているが、他の法令なども参考とさせていただいたというようなところで、中点を外していたり、というようなこと。

第1章の総則に入り、総則の(1)の目的。区政運営の原則並びに区民、一般的に条例では区議会という形だが、それ以降議会と言っているの、ここでは新宿区議会。及び新宿区長、それから新宿区の更なる自治の実現を図ることを目的とするというようなことで、条例案は提案させていただく。

区民の定義、(1)の区民といったところで、区の区域内に住所を有する者並びに区内で働く者、学ぶ者、活動する者及び活動する団体をいうということで、素案では新宿区と言っていたが、ここでは明確に区の区域内ということで、エリアを指すことにさせていただいた。

ほかに定義として、条例を制定する上で必要なもので、公共サービスについて、それから(3)で区の行政機関について、(4)で職員についてということで掲げさせていただいた。

それから、区民の責務。素案では、「区民はこの地とともに生きるものとして」となっているが、条例の案では「区民は、この地」というのが前文のところでは使っているところだけれども、いろいろと交渉した上で、あえてというか、負けたわけではないけれども、条例の文章としては「この地」というのはどの地か不明確ということで、「区内とともに生きる」ということで、「区内」という表現に変えさせていただいたところだ。

8条で、「議会は、区民の代表機関として」ということで、素案では「区民を代表する機関」ということ。それが議会の設置のところでは区民の代表機関と区民を代表する機関という違いが実際にはないということもあったので、「区民の代表機関」というようなことで文言を整理させていただいた。

素案では「公益保護及び職員の行動基準と責務に関して別に定める条例」というような表現だが、条例案では議員の責務のところとはほぼ似たような表現とさせていただき、「別に定める公益保護及び職員の行動基準等に関する規程」といったような表現に改めたところだ。

住民投票のところ。こちらは前回、前々回が、文言についてはわかりやすくさせていただくといったようなところだが、素案のところではアンダーラインの引いてある「住民の生活及び区政に重大な

影響を有する事項について」という表現が、 、 、 といったところで繰り返し出てくるので、ここを整理しましょうといった話を既にさせていただいたところだ。

第17条では「区は、住民の生活及び区政に重大な影響を有する事項について直接住民に意思を問うための投票制度を設ける」ということで、ここで、一本で住民投票について規定させていただき、2項で住民投票の投票権を有する者について規定させていただいた。

年齢について「満18年以上の者」で、公職選挙法とか憲法改正手続の法律などで、年齢について「満18年」とか「20年以上」という形の表現をさせていただいており、「18歳」というのを「18年」に改めさせていただいた。

18条では住民投票の実施で、(1)でまず区民の発議によるもの。ここでは、最後のところだが、「住民投票を実施するよう請求があったとき」とさせていただいた。

(2)の議会の部分は、「議会がこれを議決したとき」というふうな表現だ。

2項で「前項の規定にかかわらず」ということで、区長の発議について表現させていただいた。

19条では、住民投票の実施の結果の尊重といったようなところと20条で別に「前3条に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、別に条例で定める」といったようなところでの条例上の整理をさせていただいた。

第8章が地域自治。順番が と とで逆転しているが、まず区は地域自治を推進するということはそのまま置き、2番目に「区の行政機関は、地域自治を推進するために必要な措置を講ずる」というふうにして、3番目では「区民は、第1項の地域づくりを行うため、地域の区分ごとに地域自治組織を置くことができる」といったようなことだ。素案の のところでの「区民は、地域区分ごとに」というのが、唐突感があるといったような御指摘もあり、地域づくりを行うための地域の区分ごとにということで補足しているところ。

4項では、「必要な事項については、別に条例で定める」ということになった。

22条では、素案では「権利を有し、すこやかに育つ環境が保障される」という表現だが、条例にするに当たり「権利を有するとともに、健やかに育つ環境を保障される」ということで、「健やか」という字も漢字に変えさせていただき、そうした表現とさした。

第10章では、国、他の自治体及び関係機関との連携及び協力等といったことで、「共通の課題の解決に当たっては、国、東京都その他の自治体」と表現をさせていただいた。

11章の条例の見直し等だが、「区長は、この条例の理念を踏まえ、4年を超えない」が素案だが、25条の条例文案は「4年を超えない期間ごとに、この条例及び関連する諸制度について、区民及び議会とともに検証を行い、この条例の趣旨を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする」と変えた。

「この条例の理念を踏まえ」の表現は、住民投票と地域自治の部分で最後にも入れたといったところがあったわけで、実は条例案の第4条で「最高規範とする」という文言があるので、この条例の理念に基づいてやるのは明らかであるから、その表現は住民投票と地域自治のところでは割愛させていただいたことと、条例の見直し等は、場合によってここで定めています基本理念についても変えることもあり得るというふうにとらえた場合に、その理念を踏まえてしまうと理念が変えられなくなっちゃうというような指摘があり、趣旨を踏まえということで条例案とさせていただくと、こうしたことにさせていただき、この条例については23年4月1日から施行をするということで、議決日以降、この後地域報告会の話もあるが、趣旨普及を図って4月1日から施行したいといったところだ。

座長

・かなり短期間によくやったなと思うが、何か説明を求めたりするところあるか。

→文言の修正について、今初めて見させてもらって、午前中というか、お昼ごろ条例が出るから事前に欲しいと言ったら、これは重要文化財で事前には出せないのだと、机の上しか配付できないと言われたのであきらめて、今見たが、文言の修正が大半です。その文言の修正についても、非常にやわらかく、よく洗練された言葉、文章でできているので、これも僕は物すごく満足だ。

その上に立って1つだけ聞いておきたいのは、3ページの区民の責務のところ、その交渉した相手というのは何なのかだけを教えてほしい。交渉の相手はだれなのかを教えてほしい。(議会委員)

副座長(行政)

・文書法制を担当されています総務課の皆様だ。特に言いますと今の課長だ。

→1つだけちょっとよくわからないのは、6ページの住民投票の地域自治の第7章と第8章だが、片

方は20条で条例への委任ということになっているね。第8章は同じく条例に委任するわけだけれども、章立てには、条文立てにはなっていないということで、ここは違うわけだ。

住民投票と地域自治というのは、違うと言えば違うし、その違いがこういうふうな形であらわれているのかもしれないけれども、条例への委任ということでは同じじゃないかなというふうに思うのだよ。そのあたりはどうか。（議会委員）

副座長（行政）

・これは、中の条文の組み立て方というか、文章の構成の仕方から、住民投票は分けたほうがわかりやすいと、いうことで分けさせていただいたものであり、別の条例で定めるということに着目して条例の条文を分けたというものではないので、住民投票のほうが例えば1つの条でやろうとすると、相当難しいというか、どこを指しているのかわからなくなりがねないような文章となるので、それを1つ目に住民投票を定めて、2つ目に住民投票の実施の部分を決めといった段階を追ったほうが文章としてわかりやすいということでさせてもらった。

→条文の体裁で内容じゃないですから、わかった。（議会委員）

座長

・要するに、別に定めるものが条にわたっているのと条の中におさまっているという区別したわけだ。ちょっと条例にゆだねるところのインパクトは弱いと、わかるのだよ。

でも、形式としては前条第1項の地域づくりを行うためというのも何か違和感のある条文で立てたとしてもたった1項だけのことだからね。これはいいか。

これは多分議会の審議とか、想定問答では準備されていると思うが、この4条の最高規範とするところで、「他の条例等を制定し、又は改廃する」のこの「等」が広いなと思って、何か改正するときには条例と規則、要綱ぐらいか、何を改正するときにはこれを尊重するのだろうかというような。

副座長（行政）

・それに加えて計画などについても及ぶというふうに思っている。

座長

・それはそういう答弁とか解釈できちっと残すということだね。

地域報告会の開催について、副座長会で何か話し合われたということなので、報告を。

事務局

・地域報告会の担当表（案）ということで本日お示しをしています。開催回数は、従来から検討連絡会議でお話し合いしていただいているとおり、10地区すべてで開催するということになっております。副座長会では、ある程度候補日を挙げて、その中から10日間ということも考えたのですが、議会開催日とかその他を除きまして、実質開催できる日をカウントしたところ、結局候補に上がった10日を全部開催しなくてはいけなくなったということで、案と申しまして日程は、この形で開催させていただきたいと考えております。

1月20日の土曜日、こちらは午後4時～5時半までで、従前地域懇談会のときには2時間かけて開催しましたが、今回の地域報告会は、1開催90分ということで副座長会で話されました。11月20日は4時から5時半、12月11日、土曜日になりますが、こちらは午後2時から午後3時半、そして最終日、12月18日の土曜日は午後4時～5時半ということで、土曜日につきましては時間も副座長会の中で決めさせていただきました。その他の平日開催は、夜間開催する場合は、6時半～8時、また全体のうち2回程度は平日の午後の時間帯で開催してみてもどうかという意見が出され、午後開催する場合は、2時から3時半、それぞれの回数の割合は、夜間開催が5回、午後開催が2回程度で配分をしないと。

どの日を夜間にして、どの日を午後にするかは、それぞれこの日程が固まりましたら、特別出張所の会場の都合及び当日所によっては午後のほうが、人が集まりやすいといったような所もあるようで、そういった意向も確認し、夜間開催と午後開催を決めていきたいと考えております。

開催についての体制は、担当表の下のとおり、副座長会の中では原則委員は全員参加とすると、ただし担当委員以外の方は、特定の御都合等あった場合については欠席もやむを得ないのではないかとということで、副座長会の中では決めさせていただきました。一応案としてチーム1、2、3で、例えば区民代表委員がチーム1の場合は、議会の委員のチーム2、それから職員委員のほうはチーム3ということで、それぞれのチームから満遍なく担当者が参加いただけるような形で組み合わせを考えていきたいと考えております。

したがって、ここで書かれた11月18日がチーム1、チーム2、チーム3ということで確定しているということではなくて、これについては具体的な会場が固まった段階でそれぞれのチームについて割り振っていきたいと考えております。

また、副座長会の中では右側の前回地域懇談会のときには司会、あいさつ、説明ということで、3者役割分担を持ったわけですが、副座長会の中では司会あいさつは、同じ委員が担当してもいいのではないかとということで、それもあわせて本日御意見をいただければというふうに思っております。この地域報告会の周知についてですが、これにつきましては10月25日号の区広報、こちらのほうで開催の御案内をさせていただきたいと考えております。

座長

・今御報告を受けた地域報告会のやり方について、御質問、御意見があれば伺う。  
→報告会担当表の案だが、チーム2が4回やらなきゃいけないというのは、たまたま10日だったからという、区議会議員の場合は僕はチーム2だ。4回というのは、たまたま10日だったからだけということで、全く単純に並べていっただけというふうに解すればいいか。(議会委員)

事務局

・この表は、今おっしゃられたとおり、単純にチーム1から並べたから、結果として区民代表委員についてはチーム1が1回多いと、議会委員につきましてはチーム2が多い、職員委員についてはチーム3が1回多くなっているということだ、変更される可能性はあるというふうに考えている。

座長

・先ほどこちょっとあった司会とあいさつは1人でいいじゃないかとかと、それぞれその会場で決めてもらってもいいかなとも思うが。

副座長(議会)

・実に1カ月の間に10日間だが、18日というのは区長選挙終わった後から始めるというと、ぎりぎりこのぐらいになっちゃうということだよ、スタートは。18日以降になると20日からという、クリスマス商戦からクリスマスイブから年末の話になってしまって、年明けると議会側は新年会で走り回って、そのうちすぐ4定に入ってしまうということになる、この1カ月のこの間に集中的にやるほかないということで、かなりきついが、この日程になった。

事務局

・本日、この日程で御了承を得られましたら、早急に会場を手配して、次回の検討連絡会議でその前の副座長会でチームの割り振りの案をつくらせていただいて、次回の検討連絡会議で最終的に確定させていただきたいので、よろしくお願いいたします。

座長

・3番目の議題、今後の検討連絡会議の開催についてだが、これは何か事務局から提案あるか。

事務局

・今後の検討連絡会議は、これから事務局のほうで条例の逐条解説を含むパンフレットを作成させていただき、それから11月には区広報の臨時号として、自治基本条例の特集号を発行したいと考えております。それらの案が固まりましたら、検討連絡会議に示し、その中で御意見をいただきながら、その内容を決めていきたいと考えております。これを議題とすることが1つと。

もう1点、これまでの自治基本条例の検討組織、今までやってきた組織について、それぞれ委員の方々の御意見をいただき、少し検証を行い、今後のこれからつくられる住民投票条例の検討組織、あるいは地域自治組織の条例の検討の組織、それらの際の参考にしていききたいと思っており、これまでのこの組織のあり方等について、よかった点、課題、そういった意見交換をしていただき、その辺を整理させていただきたいと考えております。前回の副座長会の中では、そのような議題として開催してみたらどうかということで意見がありましたので、本日この場でお諮りさせていただきたいと思います。

座長

・逐条解説など、その他パンフレットを作成して地域報告会に配布したいと、その案について検討をする必要があると。

2点目は区広報の臨時号で自治基本条例特集号をやるので、内容について検討する必要があると。

3点目に、この検討連絡会議というか、基本条例を検討する組織一般について、検証してみようと、

どんな点がよかったのか、どんな点に問題が残っているのかということをそれぞれ皆さんから意見を出してもらおうと、こういう機会を持つということだね。いかがか。

→ 1 番目の逐条解説だが、逐条解説は本当に自治基本条例の命を活性化する毛細血管だと思っている。だが、今までのような時間がない。だから、逐条解説の案を一日でも早く案をいただきたい。時間をかけてこの場で論議するときは短時間でも終わるように、それをぜひお願いをしたい。（議会委員）

事務局

・ 逐条解説は、次回 9 月の末に開かれます検討連絡会議のときにそのたたき台はお示しさせていただきたいと考えております。

・ 基本的には、その解説は区が作成すると考えております。ただし、その解説文を作成する際にはこの検討連絡会議の御意見をいただきながら区が作成するという位置づけで考えております。

・ 9 月 29 日は既に日程が決まっております。

座長

・ 入っているのだね。そして、10 月と 11 月に 1 回ずつ日程を入れたいと。

10 月はいかがか。先ほどちょっと案を教えていただいたが、私が例の大部分で行われる全国市議会議長会のフォーラムに行かなきゃいけないので、20 日、21、22 というような候補だったが、多分 21 日のフォーラムが午前中で終わるので、午後の便で帰ってくれば 6 時半は大丈夫かなというふうに思っているの、21 日でできればというのがありがたいが、どうか。

大丈夫か。よかった。11 月は、4 日ならば大丈夫という条件になっているが。

じゃ、11 月 4 日で都合の悪い方、どうか。では、4 日に決めさせてもらっていいか。

事務局

・ 一応 1 番は説明を受け、皆様了承ということで。2 番目の地域報告会も、示されている日程とやり方については基本的に了承されました。3 番についても、基本的に了承ということで、以上です。

・ まず、地域報告会の最終日ですけれども、12 月 18 日、土曜日を予定しておりますけれども、この報告会を終了後に一応 10 会場を終了するというので、検討連絡会議も多分その活動日が最終日ということになりますので、できましたら皆さん御出席いただきまして、その後打ち上げ式をやらせていただきたいということで、辻山先生にも 12 月 18 日につきましては、ぜひ御出席いただきたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

・ 次回の検討議題は、逐条解説のたたき台及び報告会の報告書の原案をできたところまでお示しさせていただき、それをもとに一つの議題として御審議いただくのと、これまでの検討のあり方について、皆様から御意見をいただいて、検証していきたいので、よろしくお願いいたします。また、次回に役割分担につきましても、次回の会議で決定させていただきたいというふうに考えております。

副座長（議会）

・ この前の 3 会場は順番で言うと 10 会場の地域懇談会は自治基本条例とは何かという話でしょう。3 会場はパブリックコメントに近いような形でやったね。今度は自治基本条例ができましたということで、区民の皆さんに宣伝というか、みんなでこれから自治をつくっていかうという宣伝だから、少し明るく、それからわかりやすく知恵を絞ろうというので、和田さんのずっと撮っていただいたスライドなんかも交えて、我々がどんなに頑張ってきたかなんていう何か映像なんかも駆使しながら、わかりやすいものにしてという話をした。

→ 全議員の 38 名に報告した経験からいって、少なくとも私たち 18 名、先生入れて 19 名、18 名だが、何だかんだ言って一番いいものをつくったという自信を持って臨むことが僕は一番だと思う。本当に私たちがこれほどいいものはつくれなかったという自信を区民に示すことが一番理解される道だと僕は痛切に今日感じたので、委員長、ぜひそういうことにも配慮して。（議会委員）

座長

・ 確かに、自分たちが胸を張って説明できるものでなければ伝わらないかもしれないので。なければこれにて閉会とする。

散会 午後 7 時 20 分